

那珂市緊急事業継続給付金（農業者向け）

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、要件を満たすかたに那珂市独自の給付金を交付します。

交付額

最大50万円

- ※ 前年度売上からの減少分が50万円に満たない場合は、その額とします。
- ※ 1円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てます。

交付対象要件

次のすべての要件を満たす農業者が対象となります

- ① 市内に住所を有し事業を営む農業者であること
- ② 平成31年（令和元年）以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- ③ 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年の同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月があること
- ④ 国又は他の地方公共団体から持続化給付金等の交付を受けておらず、今後受ける予定がないこと
- ⑤ 申請時点において、市税に未納がないこと

交付回数

同一の交付対象者につき1回限り

申請受付期間

令和3年2月28日（日）まで ※当日消印有効

申請書類

次の書類を提出してください

- ① 那珂市緊急事業継続給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 事業を営んでいることが確認できる書類
- ③ 対象月（売上減少となった月）の売上を証する書類
- ④ 対象月の比較月（前年同月）の売上を証する書類
- ⑤ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の収入（個人にあっては、対象月の前年の事業収入）を証する書類
- ⑥ 振込先口座が確認できる書類（通帳等の写し）
- ⑦ 誓約書兼同意書（様式第2号）

※ 必要に応じて追加書類の提出等を求める場合があります。

申請方法

郵送

【郵送先】〒311-0192 那珂市福田1819番地5 那珂市産業部農政課農業振興グループ

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3密（密閉、密集、密接）を避けるため、ご理解・ご協力をお願いします。

その他

- 申請書類を受理した後、内容を審査の上、適正と認められるときは給付金を交付します。交付（不交付）を決定したときは、後日、交付（不交付）に関する通知を郵送します。
- 給付金の交付決定後、交付対象要件に該当しない事実や不交付要件に該当すること、虚偽不正等が判明した場合は、給付金の交付決定を取り消し、給付金の返還を求めます。

問合せ先

那珂市産業部農政課農業振興グループ
☎029-298-1111（内線235・236）

- ※ 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ※ 祝日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く